入札説明書　添付3

**国道8号東沼波電線共同溝PFI事業**

様式集及び記載要領

【令和元年12月10日修正版】

令和元年10月

国土交通省近畿地方整備局

### 第一次審査に関する提出書類

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 枚数制限 | 用紙サイズ |
| 1)入札参加表明書の提出書類 | 入札参加表明書 | 指定 | 1-1 | 適宜 | A4 |
| グループ構成表 | 指定 | 1-2 | 適宜 | A4 |
| 委任状（構成企業→代表企業） | 指定 | 1-3 | 適宜 | A4 |
| 2)第一次審査提出書類 | 競争参加資格確認申請書 | 指定 | 2-1 | 1 | A4 |
| 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-2 | 適宜 | A4 |
| 配置予定の管理技術者の資格·設計業務の実績等 | 指定 | 2-3 | 適宜 | A4 |
| 工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-4 | 適宜 | A4 |
| 配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格·同種工事の実績等 | 指定 | 2-5 | 適宜 | A4 |
| 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-6 | 適宜 | A4 |
| 維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 指定 | 2-7 | 適宜 | A4 |
| 添付資料提出確認書 | 指定 | 2-8 | 1 | A4 |
| 見積書 | 指定 | 2-9③ | 適宜 | A4 |

※各提出書類の提出方法、受付期間等の詳細は、入札説明書を参照すること。

### 第二次審査に関する提出書類

| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 枚数制限 | 用紙サイズ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3）第二次審査提出書 | 第二次審査提出書類提出書 | 指定 | A-1 | 1 | A4 |
| グループ構成表 | 指定 | A-2 | なし | A4 |
| 委任状（代表企業） | 指定 | A-3 | 1 | A4 |
| 入札書 | 指定 | A-4 | 1 | A4 |
| 要求水準書及び添付資料に関する確認書 | 指定 | A-5 | 1 | A4 |
| 提案書 | 1. 実施方針及び実施体制 | 事業実施方針・体制①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（事業実施方針・体制）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 指定 | B-1 | 1 | A4 |
| リスク管理・対応①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（リスク管理・対応）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 指定 | B-2 | 1 | A4 |
| 事業の安定性①SPCの設立：1枚 | 指定 | B-3 | 1 | A4 |
| 2.資金調達及び収支計画 | 資金調達計画①「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（資金調達計画）　評価の視点（資金調達・償還計画・収支計画）」の評価基準のとおり：1枚②「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類評価分類（資金調達計画）　評価の視点（事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応）」の評価基準のとおり：1枚 | 指定 | B-4 | 2 | A4 |
| 資金調達計画書 | 指定 | B-4① | 2 | A4 |
| 事業費の支払計画 | 指定 | B-4② | 3 | A4 |
| 指定 | B-4②別表① | 1 | A4 |
| 指定 | B-4②別表②③ | 1 | A4 |
| 資金収支計画 | 指定 | B-4③ | 1 | A3 |
| 初期投資計画 | 指定 | B-4④ | 1 | A3 |
| 事業費内訳書 | 指定 | B-4⑤ | 適宜 | A3 |
| 入札時工事費内訳書 | 指定 | B-4⑥ | 適宜 | A4 |
| 工事費内訳書 | 指定 | B-4⑦ | 適宜 | A4 |
| 財務・資金管理①「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（財務・資金管理）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 指定 | B-5 | 1 | A4 |

| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 枚数制限 | 用紙サイズ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書 | 3.施設整備計画 | 調査・設計及び施工計画①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案）」の評価基準のとおり：1枚②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（各種工事等の工程を最適化する提案）」の評価基準のとおり：1枚③「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策）」の評価基準のとおり：1枚④「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（その他の有益な工夫）」の評価基準のとおり：1枚 | 共通 | C-1 | 4 | A4 |
| 地域や環境への配慮①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（施工にあたっての生活環境への配慮）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 共通 | C-2 | 1 | A4 |
| 周辺地域との調和、まちづくりへの貢献①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（良好な道路空間の形成）」の評価基準のとおり：1枚②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（占用業者等への配慮）」の評価基準のとおり：1枚 | 共通 | C-3 | 2 | A4 |
| 4.維持管理計画 | 点検業務・補修業務①「事業者選定基準　第6章-Ⅳ　評価分類（点検業務・補修業務）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 共通 | D-1 | 1 | A4 |

| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 枚数制限 | 用紙サイズ |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提案書 | 5.調整業務 | 全体計画①「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（全体計画）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 共通 | E-1 | 1 | A4 |
| 設計段階①「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（設計段階）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 共通 | E-2 | 1 | A4 |
| 工事段階・維持管理段階①「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（工事段階・維持管理段階）」の評価の視点及び評価基準のとおり：1枚 | 共通 | E-3 | 1 | A4 |
| 6.事業スケジュール | 事業スケジュール表 | 指定 | F-1 | 1 | A3 |
| F-2 | 1 | A4 |
| 要求水準書審査項目チェックリスト | 指定 | G-1 | 適宜 | A4 |

### その他

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 項目 | 様式 | No. | 枚数制限 | 用紙サイズ |
| 4）貸与資料申込時の提出書類 | 守秘義務の遵守に関する誓約書 | 共通 | 3-1 | 2 | A4 |
| 貸与資料申込書 | 共通 | 3-2 | 1 | A4 |
| 破棄義務の遵守に関する報告書 | 共通 | 3-3 | 1 | A4 |
| 5）入札説明書等に関する質問提出時の提出書類 | 入札説明書等に関する質問書 | 共通 | 3-4 | 1 | A4 |
| 6）入札辞退時等の提出書類 | 入札辞退届 | 共通 | 3-5 | 1 | A4 |
| 構成企業等変更届 | 共通 | 3-6 | 1 | A4 |

### 提出書類の記載要領

### 作成上の留意点

#### 記載内容全般

### 本記載要領に枚数の指定があるものは、それに従うこと。記載のない様式については枚数を制限しないものとする。

### 本記載要領に様式の指定があるものは、それに従うこと。

#### 様式等

### 使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用し、特に指定のない限りは、A4判縦長横書き片面とすること。

### 各提出書類等に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とすること。

#### 編集方法

### 提出書類等の1項目が複数ページにわたるときは、右肩に番号を振ること。

### 例)1/2

### 各提出書類

#### 第一次審査に関する提出書類

### 第一次審査に関する提出書類は、以下の書類をA4判縦長左綴じとし、ファイルの表紙には応募企業又は応募グループ(以下「応募者」という)の名称、事業名、書類名を表記のうえ1部提出すること。

##### 入札参加表明の提出書類

### 入札参加表明にあたっては様式1-1～様式1-3を作成し、各1部提出すること。ただし、応募グループを構成しない場合は様式1-3の作成を必要としない。

##### 競争参加資格確認申請時の提出書類

### 様式2-1～様式2-7に加えて、様式2-8の添付資料Ⅰ～Ⅺを提出すること。

### 様式2-8の添付資料Ⅰ～Ⅺは、まとめてファイルに綴じ、表紙及び背表紙には応募企業名又は代表企業名を明記すること。

#### 第二次審査に関する提出書類

### 各書類の表紙の左上に通し番号（正·副の別、及び正本分は1/7、副本分は2/7～7/7）を記載すること。

### 提案に当たっては、内容及びその効果が分かりやすいように、具体的にイラスト等を使用するなどの工夫を施すこと。また、本様式の記載内容に関係して、他の様式、図面等により詳細な内容を示している場合は、その箇所を分かりやすく示すこと。

### 各書類の所定の欄に、提案受付番号を記載すること。

##### 第二次審査提出書

### 様式A-1～様式A-3、様式A-5については、正·副各1部、計2部を正·副毎に纏めて提出すること。

### 様式A-4、様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③については、入札説明書5.（1）イに従い作成し、入札書として1部提出すること。

##### 提案書

### それぞれA4判縦長（A3判指定の様式は横折込）左綴じとし、正本1部、副本6部、合計7部を提出すること。

### それぞれのファイルの表紙及び背表紙には、事業名、書類名·分類名、応募者名及び通し番号（正·副の別、及び正本分には1/7、副本分には2/7～7/7）を記載すること。

### 提案書の項目ごとにインデックスを付けること。

### 提案書の最後に、要求水準書審査項目チェックシート(G-1)を添付すること。

### なお、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に応募者名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、応募者名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」、「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。

### 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上に設定すること。

##### その他

### 提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。なお、当該CD-Rには、事業名、応募者名、保存されている書類名及び項目を明記すること。ただし、様様式A-4、様式B-4-②、様式B-4-②別表は除く。

#### その他

##### 貸与資料申込時の提出書類

### 貸与資料申込時の提出書類を作成する際には、様式3-1及び様式3-2をまとめて1部提出すること。なお、応募グループを構成する場合は、企業毎に書類を提出すること。

##### 入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

### 入札説明書等に関する質問提出時の提出方法等については、入札説明書を参照のうえ、様式3-4～様式3-10を作成し、提出すること。様式3-5～様式3-10についてはMicrosoft Excelを使用すること。

##### 入札辞退時等の提出書類

### 入札辞退時は様式3-11を1部提出すること。

### 構成員等変更の場合は様式3-12を1部提出すること。

1）入札参加表明書の提出書類

（様式1-1）

令和　　年　　月　　日

入札参加表明書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

令和元年10月8日付けで入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」に係る一般競争入札に参加することを表明します。

（様式1-2）

令和　　年　　月　　日

グループ構成表

|  |  |
| --- | --- |
| 応募企業又は代表企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　ファックス　　　　メールアドレス |
| ［本事業における役割］※本事業における役割（グループにおける役割等注3））を簡潔に示してください。 |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　ファックス　　　　メールアドレス |
| ［本事業における役割］ |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　ファックス　　　　メールアドレス |
| ［本事業における役割］ |

注)　1.単独企業での応募(応募企業)の場合も提出して下さい。

2.記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加·作成して下さい。

　　 3.役割は細目まで記載して下さい。（例えば、設計業務であれば、「事前調査業務」、「詳細設計業務」、「設計業務に係る調整業務」等まで記載して下さい。）

（様式1-3）

令和　　年　　月　　日

委　任　状（構成企業→代表企業）

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

|  |  |
| --- | --- |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |

注)　1.記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加·作成して下さい。

私達は、下記の企業をグループの代表企業とし、「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」に関し、下記の権限を委託します。

|  |  |
| --- | --- |
| 受任者 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 受任事項 | 1.入札参加表明に関する件2.競争参加資格確認申請に関する件3.入札辞退及び構成企業等変更に関する件4.入札に関する件5.復代理人の選任に関する件 |

2）第一次審査提出書類

（様式2-1）

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日競争参加資格確認申請書支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿 [応募企業又は応募グループの代表企業] 所在地 商号又は名称 代表者氏名 印令和元 年10 月8 日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI 事業」に係る一般競争入札について確認されたく、必要な資料を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令(昭和22 年勅令第165 号)第70 条及び第71 条の規定に該当しない者であること、また、様式1-2に記す各企業は入札説明書に定められた参加資格をみたしていること及び提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。〔問い合わせ先（申請書）〕担当者：○○　○○部　署：○○本店　○○部　○○課電話番号：（代表） ○○○－○○○－○○○○（内線○○○○）F A X：○○○－○○○－○○○○E-mail： |

（様式2-2）

設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

設計業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成21 年4 月1 日以降公示日までに完了した、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業発注による電線共同溝の実施（詳細）設計業務又は電線共同溝の基本（予備·概略）設計業務の実績(再委託による業務としての実績は含まない。共同企業体の構成企業としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
* 主として設計に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2.の業務実績は業務成績評定点が60点未満のものは、実績として認めないものとします。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。
* 設計業務に係る調整業務のみを実施する者については、2.の実績を下表の実績とすることが可能です。この場合下表の書類を添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績 | 添付書類 |
| 入札説明書第3章3.に掲げる事業監理業務の実績（当該業務実績は業務成績評定点が60点未満のものは、実績として認めないものとします。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。） | 契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し。 |
| 入札説明書第3章4.に掲げる工事企業の競争参加資格要件イの実績（当該施工実績について各地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定が65点未満のものは、実績として認めないものとします。） | 施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し。 |

（様式2-3）

配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等

|  |  |
| --- | --- |
| 参加資格要件 | 次に掲げるいずれかの資格を満たす管理技術者を配置できること。ア 次のいずれかの資格を有すること。a 技術士（総合技術監理部門:建設-道路、建設部門:道路）b 国土交通省登録技術者資格(施設分野:道路-業務:計画·調査·設計)c 土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、1級土木)(設計)※上記bの国土交通省登録技術者資格とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質に資する技術者資格登録規定（平成26年11月28日国土交通省告示1107号）第二条2項により国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21 年4 月1 日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務(再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない)とします。また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとします。a 電線共同溝の実施（詳細）設計業務b 電線共同溝の基本（予備·概略）設計業務ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相応又はRCCM相当との旧建設大臣認定（建設経済局）または国土交通大臣認定（総合施策局又は土地・建設産業局）を受けている資格を有すること。エ 上記ア、イ及びウについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。上記のイの実績として挙げた業務実績が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60 点未満のものは、実績として認めない。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。 |
| 配置予定管理技術者の氏名  |  |
| 上記の者の資格及び登録番号 | 〇〇〇〇(取得年月日:○年○月○日) |
| 上記のものを雇用する企業名 |  |
| 上記企業について構成企業又は協力企業の別 | 構成企業·協力企業(いずれかを囲むこと) |
| 上記企業の登録資格番号 | 〇〇〇〇(登録年月日:○年○月○日) |
| 長期休暇期間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。 |
| 設計業務実績の内容※ | 業務名称 | 〇〇〇〇業務(TECRIS 登録番号) |
| 業務の発注者名 | 〇〇〇〇 |
| 業務の受注者名 | 〇〇〇〇 |
| 計画地 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 |
| 最終契約金額 | ○○○,○○○,○○○円 |
| 業務工期 | 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 |
| 受注形態 | ・単独　　　·共同企業体（　　　　　） |
| 業務実施上の立場 | ○○○○として従事 |
| 対象施設 | 電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照明、道路標識)、等 |
| 延　長 | 〇〇〇〇m |
| 主な共同溝占有者 | 電力会社、通信会社、CATV 等 |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-4）

工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

工事業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 近畿地方整備局における平成31・32 年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」に認定されている者であることを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成16年4 月1 日以降に元請けとして、以下の要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。
3. 電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化工事の施工実績
4. 供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で、交通規制を伴う工事の施工実績
5. 上記①、②は同一工事の施工実績
* 主として工事に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、2.の施工実績について各地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定が65点未満のものは、実績として認めないものとします。
* 工事業務に係る調整業務のみを実施する者については、2.の実績を下表の実績とすることが可能です。この場合下表の書類の写しを添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 実績 | 添付書類 |
| 入札説明書第3章3.に掲げる設計企業の競争参加資格要件イの実績（当該業務実績は業務成績評定点が60点未満のものは、実績として認めないものとします。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではありません。） | 契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写し。 |

（様式2-5）

配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等

|  |  |
| --- | --- |
| 参加資格要件 | 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事業務に配置できること。ただし、請負金額が3,500万円以上の場合は専任で配置できること。なお、第一次審査資料の提出時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができるが、下記の基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を配置予定技術者とすることで競争参加資格を認めるものとする。ア 1 級土木施工管理技士（監理技術者を配置できる場合）、2級土木施工監理技士（種別は「土木」に限る。）（主任技術者を配置できる場合）又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。（監理技術者を配置できる場合）a 1 級建設機械施工技士の資格を有する者b 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者c 一級土木施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（主任技術者を配置できる場合）a 1級土木施工管理技士の資格を有する者b 1級及び2級建設機械施工技士の資格を有する者c 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門又は総合監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者）の資格を有する者イ 平成16年4月1日以降に元請として完成し、引渡しが完了した前頁2.に掲げる工事の要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。また、上記の期間に1年以上の長期休暇を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとします。なお、同種工事の経験が、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定が65点未満のものは、実績として認めないものとします。ウ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（参加表明書等の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）が必要となります。エ 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。オ 上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。 |
| 配置予定技術者の従事役職  | 主任(又は監理)技術者○○○○ |
| 法令による資格・免許 | 1 級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)2級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)1 級建設機械施工技士(取得年月日及び登録番号)2級建設機械施工技士(取得年月日及び登録番号)技術士(取得年月日及び登録番号)監理技術者資格者証(交付年·交付番号及び有効期限)監理技術者講習修了証(交付年·交付番号及び有効期限) |
| 上記のものを雇用する企業名 |  |
| 上記のものを雇用している期間 | 平成　年　月　日～令和　年　月　日（　年　ヶ月） |
| 上記の企業が分担する工事種別 | ·○○工事 |
| 上記企業について構成企業又は協力企業の別 | 構成企業·協力企業(いずれかを囲むこと) |
| 長期休暇期間 | 平成　年　月　日～平成　年　月　日※長期休暇を取得し、求める業務実績の期間に長期休暇期間に相当する期間を加える場合は、その期間を記載すること。また長期休暇を取得した期間を証明できる資料を添付すること。 |
| 工事経験の概要 | 工事名称 | 〇〇〇〇工事(CORINS 登録番号) |
| 工事の発注者名 | 〇〇〇〇 |
| 工事の受注者名 | 〇〇〇〇 |
| 施工場所 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 |
| 最終請負金額 | ○○○,○○○,○○○円 |
| 工　　期 | 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 |
| 受注形態 | ·単独　·甲型共同企業体(出資比率○○%) 　·乙型共同企業体 |
| 受注形態 | ·現場代理人　·監理技術者　·主任技術者·その他(　　　 ) |
| 整備対象施設 | 電線共同溝、道路(舗装、植栽、付属施設)、道路付属物(道路照明、道路標識)、等 |
| 規　　模 | 〇〇〇〇m |
| 主な共同溝占有者 | 電力会社、通信会社、CATV 等 |
| 工事種別 | ・○○工事 |
| 評定点 |  |

※複数の業務実績を記入する場合は、記入欄を適宜追加·作成すること。

（様式2-6）

工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

工事監理業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成21 年4 月1 日以降に元請けとして完了した、道路工事に関する工事監督支援業務（発注機関は問わない。）の実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
* 主として工事監理に当る企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後（うしろ）に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として、施工実績証明書又は契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。なお、実績して挙げた業務成績評定点が60点未満のものは、実績として認めないものとします。ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない

（様式2-7）

維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類

維持管理業務を行う

企　業　名

代表企業、構成企業、

協力企業の別

1. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
2. 平成21年4月1日以降公示日までに完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有することを証する書類を本様式の後（うしろ）に添付します。
3. 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」若しくは「維持修繕」に認定されている者であることを証する書類の写しを本様式の後（うしろ）に添付します。
* 主として維持管理に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。
* 上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。
* 本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本文1.2.3.の順に整理してください。
* 2.を証する書類として契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写しを添付してください。

（様式2-8）

令和　　年　　月　　日

添付資料提出確認書

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 添付書類 | 部数 | 応募者確認 | 近畿地方整備局確認 |
| Ⅰ | 会社概要（パンフレット等） |  |  |  |
| Ⅱ | 企業単体の貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書（直近3 箇年） |  |  |  |
| Ⅲ | 連結決算の貸借対照表及び損益計算書（直近3 箇年） |  |  |  |
| Ⅳ | 会社定款（直近のものに原本証明を添付すること） |  |  |  |
| Ⅴ | 印鑑証明書（入札公告日以降に交付されたこと） |  |  |  |
| Ⅵ | 使用印鑑届 |  |  |  |
| Ⅶ | 法人税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年） |  |  |  |
| Ⅷ | 消費税納税証明書（入札公告日以降に交付されたこと、直近3箇年） |  |  |  |
| Ⅸ | 商業登記簿謄本（入札公告日以降に交付されたこと、直近の履歴事項全部証明書原本） |  |  |  |
| Ⅹ | 競争参加資格審査の等級等を証する書類の写し |  |  |  |
| ⅩⅠ | 業務実績及び有資格者を証明できる書類（契約書並びに仕様書等業務内容の分かる書類の写し等） |  |  |  |

3）第二次審査資料提出書

（様式A-1）

令和　　年　　月　　日

第二次審査書類提出書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

令和元年10月8日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」について、

入札説明書に基づき、必要書類を添付して提出します。

なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを誓約します

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

（様式A-2）

令和　　年　　月　　日

グループ構成表

|  |  |
| --- | --- |
| 応募企業又は代表企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　ファックス　　　　メールアドレス |
| 構成企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　ファックス　　　　メールアドレス |
| 協力企業 | 商号又は名称所在地代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 担当者　氏　名　　　　所　属　　　　電　話　　　　　　　　　ファックス　　　　メールアドレス |

注)　1.単独企業での応募(応募企業)の場合も提出して下さい。

2.記入欄が足りない場合は、本様式に準じて追加·作成して下さい。

（様式A-3）

令和　　年　　月　　日

委任状（代表企業）

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

私は、受任者　住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

を代理人と定め、

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」に関し、下記の権限を委任します。

 【委　任　者】

[応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

記

1.入札に関する件

以上

◆備考:本様式は、代表企業の代表取締役から支店長等への委任状です

（様式A-4）

令和　　年　　月　　日

入札書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

令和元年10月8日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」について、

以下のとおり入札価格を提出します。

入札価格

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

注)　1.入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。

2.金額は、1桁に1字ずつアラビア数字で記入し、頭書に￥の記号を付記すること。

3.入札書は、入札参加者の商号又は名称（グループ名及び代表企業の名称）、事業名称及び開札日時を記載した封筒に、様式B-4②、様式B-4②別表①、様式B-4②別表②③とともに封入して提出すること。

4.事業費の支払計画(B-4-②)の※2の額を転記すること。

（様式A-5）

令和　　年　　月　　日

要求水準書及び添付資料に関する確認書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

令和元年10月8日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」について、提出書類の内容が、要求水準書及び添付資料に規定される要求水準と同等又はそれ以上の水準であることを誓約します。

 [応募企業又は応募グループの代表企業]

 所在地

 商号又は名称

 代表者職氏名 印

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［実施方針及び実施体制］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式B-1）

事業実施方針・体制

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（事業実施方針・体制）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式B-2）

リスク管理・対応

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅰ　評価分類（リスク管理・対応）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。②保険の種類、保険者、被保険者、付保内容等について記載してください。記載方法は以下の表を参考にしてください。〈保険〉

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保険名 |  | 保険概要 |  |
| 契約者 |  |  |
| 被保険者 |  |  |
| 補償額 |  |  |
| 保険料 | 円/年 |  |
| 保険期間 |  |  |

　※付保する保険の数に応じて、適宜記入欄を追加してください。なお、①の提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式B-3）

事業の安定性

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 本事業におけるSPC設置の有無について、下表の「有」または「無」のいずれかに丸をしてください。（本様式では、下表の記載以外には記載の必要はありません。）

|  |  |
| --- | --- |
| SPCの設置の有無 | 有　・　無 |

 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［資金調達及び収支計画］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式B-4）

資金調達計画

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（資金調達計画）　評価の視点（資金調達・償還計画・収支計画）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）②「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（資金調達計画）　評価の視点（事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）なお、①，②の提案は、それぞれ最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。※下記の添付様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。添付様式(様式B-4①)資金調達計画書(様式B-4②)事業費の支払計画(様式B-4③)資金収支計画(様式B-4④)初期投資計画(様式B-4⑤)事業費内訳書(様式B-4⑥)入札時工事費内訳書(様式B-4⑦)工事費内訳書 |

（様式B-4①）

資金調達計画書

1.資金調達の概要について

表①：資金調達の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自己資金 | 調達形態 | 出資者名 | ●●㈱ | ▲▲㈱ | ■■㈱ | ㈱◆◆ | 合計 |
| 資本金 | 出資者分類 | 代表企業 | 構成企業 | 構成企業 | その他 | － |
| 出資形態 |  |  |  |  |  |
| 出資金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 株主劣後ローン | 融資金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| その他 | 金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 外部借入等 | 調達形態 | 資金調達先 | ○○銀行 | △△銀行 |  |  | 合計 |
| 優先ローン | 融資金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |
| 社債等その他 | 金額 |  |  |  |  |  |
| （調達割合） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |

表②：外部借入等の借入条件の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　単位：千円

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 調達形態 | 資金調達先 | 調達額 | 金利 | 調達時期 | 返済方法返済期間 | 備考 |
| 優先ローン | ○○銀行 |  |  |  |  |  |
| △△銀行 |  |  |  |  |  |
| 社債等その他 |  |  |  |  |  |  |
| 株主劣後ローン |  |  |  |  |  |  |

◆備考

※1:出資者分類は、①代表企業、②構成企業、③その他の区分を記載すること。

※2:出資形態において、普通·優先株式等の優先劣後構造を想定されている場合は、その分類を記載すること。

※3:株主による劣後ローン等の調達手法を用いる場合は、借入条件を表②に記載すること。

※4:調達割合は、資金需要額総額に対する割合を記載すること。

※5:外部借入における資金調達先については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。また、これ以外に入札書類の提出時点で決定又は想定しているものについては、可能な範囲で記載すること。

※6:調達金利については、基準金利等及び利ざや(スプレッド)に区分し、基準金利等については、変動·固定等の別等についても記入すること。

※7:設計·工事期間と維持管理期間の調達条件が異なる場合には、各々の借入についてその条件を記載すること。

※8:金額は千円未満切り捨て、調達割合の算出に当たっては、小数点第1 位までとし、2 位以下は切り捨てること。

 2.割賦金利について

（1）割賦金利について

割賦金利：基準金利　　％＋スプレッド　　％＝　　％

※　割賦金利は、元本均等払いを前提とし、基準金利と応募者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して算定すること。

※　契約に際しての基準金利は、本件施設の引渡日の東京時間午前10時現在の東京スワップ·レファレンス·レート(T.S.R)としてテレレート17143 ページ(又はその後継もしくは代替ページ)に掲示されている6 箇月LIBOR ベース15 年物(円/円)金利スワップレートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合には、基準金利を0%とする。

（2）割賦金利の概説

|  |
| --- |
| ※　割賦金利の設定条件等についての説明を簡潔に記入してください。 |

（様式B-4②）

令和　年　月　日

事業費の支払計画

件名：国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 実額 |
| **入札金額（1＋2＋3）** | ※2 |
| 1.施設整備費 |  |
|  | ①施設費 |  |
|  | ②割賦手数料（割賦金利：　　％） |  |
| 2.維持管理費※1 |  |
| 3.その他の費用 |  |

◆備考　1　提案の内容に基づき、事業期間中の総見積り額を記入すること。

2　各金額には消費税等相当額を含めること。

3　※1には、物価上昇を見込まず、合計額を記入すること。

4　※2に記載する額が、入札書(様式A-4)に記入する入札金額となり、この金額を価格評価点算定に用いる。

5　入札価格の区分は、入札説明書の添付6によること。

（様式B-5）

財務・資金管理

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅱ　評価分類（財務・資金管理）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［施設整備計画］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式C-1）

調査・設計及び施工計画

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（施工段階の手戻りを最小化する調査・設計の提案）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（各種工事等の工程を最適化する提案）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）③「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（工事における品質確保及び安全性確保及び周辺交通への影響抑制についての方策）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）④「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（調査・設計及び施工計画）　評価の視点（その他の有益な工夫）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）なお、①～④の提案は、それぞれ最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式C-2）

地域や環境への配慮

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（地域や環境への配慮）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式C-3）

周辺環境との調和、まちづくりへの貢献

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| ①「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（良好な道路空間の形成）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）②「事業者選定基準　第6章-Ⅲ　評価分類（周辺地域との調和、まちづくりへの貢献）　評価の視点（占用業者等への配慮）」の評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。（1枚）なお、①，②の提案は、それぞれ最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［維持管理計画］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式D-1）

点検業務・補修業務

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅳ　評価分類（点検業務・補修業務）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［調整業務］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式E-1）

全体計画

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（全体計画）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式E-2）

設計段階

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（設計段階）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

（様式E-3）

工事段階・維持管理段階

|  |
| --- |
| 提　案　内　容 |
| 「事業者選定基準　第6章-Ⅴ　評価分類（工事段階・維持管理段階）」の評価の視点及び評価基準を踏まえて、簡潔かつ具体的に記入してください。なお、提案は、最大5提案とし、6提案以上提案があった場合は、当該評価の視点に対する内容点は0点とします。1提案の中に、複数の提案した場合は、その提案のすべてを評価の対象としません。各提案の見出しに「提案1」「提案2」「提案3」「提案4」「提案5」と見出しを記載してください。 |
|  | 提案受付番号 |  |

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［事業スケジュール］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

※下記の［事業スケジュール］に係る様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

［事業スケジュール］に係る様式

(様式F-1)事業スケジュール表（施設整備に関する全体工程計画）

(様式F-2)事業スケジュール表（整備工事業務に関する工程表）

国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

提案書

［基礎項目チェックシート］

|  |  |
| --- | --- |
| 提案受付番号 |  |

（様式G-1）　要求水準書審査項目チェックシート

要求水準　確認書

* + - ｢提案書｣の提案内容が，下記に示されている「要求水準書及び添付資料」の確認事項を満たす内容となっているか確認してください。
		- ｢提案書｣で要求水準が満たされている事が確認可能な事項は，その内容が示されている様式No（複数可）を記載し応募者確認欄に○を，指定がある場合は具体的な数値を記載してください。
		- ｢提案書｣に要求水準を満たしているという具体的な記載がない場合は，実現可能という事を確認の上，応募者確認欄に“実現可能”と記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目等 | 確認事項 | 様式No | 応募者確認 |
| 第1章 総則 |
| 9.遵守すべき法令等 | 事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。 |  |  |
| (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (2) 道路法 (3) 無電柱化の推進に関する法律 (4) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (5) 道路交通法 (6) 建築基準法 (7) 建設業法 (8) 水道法 (9) 下水道法 (10) 電気事業法 (11) 電気通信事業法 (12) ガス事業法 (13) 騒音規制法 (14) 振動規制法 (15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (16) 労働基準法 (17) 労働安全衛生法 (18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (20) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (21) 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律） (22) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(23) その他関連する法令等 |  |  |
| 10. 秘密の保持 | 事業者は、本事業により知り得た情報（個人情報を含む）を、近畿地方整備局の承諾なしに第三者に開示、漏洩せず、また、本事業以外の目的には使用しないものとする。 |  |  |
| 11. 適用基準 | 本事業の実施にあたっては、関連する法令等によるものの他、以下に掲げる基準等を適用すること。なお、当該基準等に関して、入札までの間に改訂があった場合には、原則として改訂されたものを適用するものとし、入札後の改訂については、その適用について協議するものとする。また、当該基準等については、事業者の責任において、関係法令等及び要求水準を満たすよう適切に使用するものとする。要求水準書と当該基準等において、要求水準書の性能が上回る場合は、要求水準書を優先するものとする。 |  |  |
| (1) 近畿地方整備局「土木設計業務等共通仕様書 平成31年3月」 (2) 近畿地方整備局「測量業務共通仕様書 平成31年3月」 (3) 近畿地方整備局「地質・土質調査業務共通仕様書 平成31年3月」 (4) 近畿地方整備局「用地調査等業務共通仕様書 平成31年3月」 (5) 近畿地方整備局「土木工事共通仕様書 平成31年3月」 (6) 近畿地方整備局「土木工事設計便覧（案） 平成27年9月改定版」 (7) 近畿地方整備局「土木工事施工管理基準及び規格値 平成31年3月」 (8) 近畿地方整備局「電線共同溝設計マニュアル 平成25年8月」 (9) 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書 平成31年3月」 (10) 建設電気技術協会「光ファイバーケーブル施工要領・同解説 平成31年版」(11) 近畿地方整備局「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案）Ver.2 平成15年3月」 |  |  |
| 13. 業務の監視 | 近畿地方整備局は、事業者が事業契約に基づいて本事業の実施を適正かつ確実に実施していることを確認するために、各業務の実施状況、事業者の財務状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求するものとする。 |  |  |
| 14. 関係者協議会の設置 | 近畿地方整備局及び事業者は、本事業を円滑に実施するために必要な事項に関する協議を行うために、近畿地方整備局及び事業者により構成する関係者協議会を設置する。 |  |  |
| 15. 事業期間終了時の水準 | 事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業が終了する時点においても、維持管理対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持していなければならない。なお、事業契約期間終了日の約2年前から維持管理対象施設の維持管理業務に係る必要事項や申し送り事項その他の関係資料を近畿地方整備局に提供する等、事業の引継ぎに必要な協議を行うこと。 |  |  |
| 16. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について | (1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。 |  |  |
| (2) 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により近畿地方整備局に報告すること。 |  |  |
| (3) 前2項の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。 |  |  |
| (4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、近畿地方整備局と協議を行うこと。 |  |  |

|  |
| --- |
| 第2章 設計業務 |
| 1. 基本事項 |  |  |
|  | (1) 一般事項 | 本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、事業契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において設計業務を行うものとする。また事業者は、設計業務期間中に生じる電線管理者や地域住民等関係機関と、必要な調整を行うものとする。 |  |  |
| 本業務の履行にあたっては、第1章11.適用基準に示す各基準等に基づき実施するものとし、各基準等に対する特記及び追加仕様事項は、次の(2)業務の条件から(12)留意事項に示すとおりとする。なお、設計にあたっては、的確な構造と経済性、周辺環境（工事中の路上規制が与える外部への影響等）へ配慮した設計や新技術・新工法等の提案を積極的に行うこと。 |  |  |
| (2) 業務の条件 | ア 事業者は、設計業務の遂行にあたり、近畿地方整備局と協議のうえ進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。 |  |  |
| イ 事業者は、近畿地方整備局に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。 |  |  |
| ウ 近畿地方整備局は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認することができる |  |  |
| エ 事業者は、必要となる各種申請業務を行い、申請手続に関する関係機関との協議内容を近畿地方整備局に報告するとともに、必要に応じて各種許可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| オ 関係機関との協議に当たっては、事業者は現地踏査結果を反映するとともに、各関係機関から資料を収集し調査・把握したうえで資料をとりまとめ、打合せ資料として作成し提出すること。 |  |  |
| カ 近畿地方整備局が市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、事業者は、近畿地方整備局の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力するものとする。 |  |  |
| (3) 業務期間 | 設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。 |  |  |
| なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め近畿地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。 |  |  |
| (4) 設計体制と管理技術者の配置・進捗管理 | 事業者は、設計業務の管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置すること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。 |  |  |
| (5) 提出書類 | 事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局に提出し確認を得るものとする。なお、設計業務に係る書類の提出は、土木設計業務等共通仕様書に準拠すること。 |  |  |
|  | ア 業務着手前 | 事業者は、設計業務の実施に際し、以下の書類を作成し、設計業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局に提出し確認を得るものとする。 |  |  |
| (ア) 設計業務計画書（組織体制を含むもの） |  |  |
| (イ) 設計業務工程表（詳細設計、各種申請手続及び近畿地方整備局との調整の工程） |  |  |
| (ウ) 管理・照査技術者通知書及び担当技術者届（経歴書を添付のこと） |  |  |
| イ 業務完了時 | 事業者は、設計業務終了時に以下の書類を近畿地方整備局に提出すること。近畿地方整備局は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。 |  |  |
| (ア) 確認結果報告書（要求水準書との整合チェック） |  |  |
| (イ) 確認結果報告書（事業提案書との整合チェック） |  |  |
| (ウ) 設計業務完了報告書 |  |  |
| (エ) 設計業務成果引渡書 |  |  |
| (6) 設計図書の提出 | 事業者は、工事着工予定日の1ヶ月前までに、以下の設計図書を近畿地方整備局に提出し、設計図書の内容を説明し、近畿地方整備局の承諾を得なければならない。なお、業務履行中、近畿地方整備局より中間成果を求められた場合、速やかに提出すること。（表-2　設計図書及び内容一覧表 参照） |  |  |
| ア 成果品は、「土木設計業務等の電子納品要領（案）（国土交通省）」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副 2 部提出する。 |  |  |
| イ 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。 |  |  |
| ウ 土工数量は、マスカーブの作成及び作業形態別の数量まで算出するものとする。 |  |  |
| エ 設計図面の作成方法は、「CAD 製図基準（案）」に準拠して行うものとする。 |  |  |
| オ とりまとめた数量集計表は、数量計算書に含めて提出すると共にエクセル2010 形式で保存登録したものを提出するものとする。 |  |  |
| カ 数量集計表の様式については、国土技術政策総合研究所ホームページ「各種基準類の情報－土木工事数量集計表」に掲載されているのでそれを活用すること。 |  |  |
| キ 建設副産物対策は、土木設計業務等共通仕様書第1209条（設計業務の条件）の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書（建設リサイクルガイドラインによる。）を作成するものとする。 |  |  |
| ク 公開用成果品の作成にあたっては、近畿地方整備局との協議に基づき、不開示情報のマスキング等の措置を行うこと。なお、「紙」による報告書の提出は、近畿地方整備局と協議のうえ、決定する。 |  |  |
| (8) 設計協議 | 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 |  |  |
| ア 主要段階での打合せ（実施時期は適宜） (ア) 業務計画書作成時（業務着手時） (イ) 関係機関等協議着手前 (ウ) 工事発注計画時 要求水準の変更の必要が生じた場合に実施。イ 成果完成時の打合せ |  |  |
| (9) 土地への立ち入り等 | 植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物の一時使用により生じた損失は事業者の負担とする。 |  |  |
| (10) 再委託 | ア 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。本業務における「主たる部分」は、土木設計業務等共通仕様書第1128条（再委託）1項に規定するものとする。イ本業務における契約書に規定する「軽微な部分」は、設計業務等共通仕様書第1128条第2項に規定する部分とする。ウ業務の一部(主たる部分を除く)を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を近畿地方整備局に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。エ前項の規定は、共通仕様書第1128条第2項に示す簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。オ ウの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。 |  |  |
| (11) 合同現地踏査 | 本事業は、必要に応じて「合同現地踏査」を実施することができる。 |  |  |
| 「合同現地踏査」の実施を希望する場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。合同現地踏査において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、近畿地方整備局と事業者との間で相互に確認する。なお「合同現地踏査」は、業務の着手段階等において、近畿地方整備局と事業者が合同で現地踏査を行い、現場で設計条件、施工の留意点及び関連する事業の情報等について事業者に伝えるとともに、設計方針の共有化を図ることにより、設計成果の品質向上を図ろうとする取り組みである。 |  |  |
| (12) 留意事項 | 事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに近畿地方整備局から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。 |  |  |
| なお、設計の検討内容について、近畿地方整備局から説明を求められた場合は、事業者は、その必要に応じて随時聴取を受けるものとする。 |  |  |
| 2. 事前調査業務 | 事業者は、事業契約締結後、速やかに現地踏査及び試掘調査を実施するとともに、必要に応じて、現況測量等を事業者の責任で行い、関係法令等に基づいて業務を遂行するものとする。 |  |  |
|  | (1) 現地踏査 | 詳細設計に必要な現地の状況を把握することを目的とした、現地踏査を行うこと。 |  |  |
| ア 「東沼波地区電線共同溝概略設計」における平面図を基に歩道幅員、官民境界、既設占用物件等の位置確認を行うとともに、切下げ位置の変更等の歩道状況および建物の建替え、植樹帯の設置等の沿道状況を把握すること。 |  |  |
| イ マンホール、仕切弁等埋設物の位置、大きさの確認を行うこと。 |  |  |
| ウ 現地において、電柱の有無、標識等の路上施設を確認し、電線共同溝の線形等を決定する上での資料とすること。 |  |  |
| エ 歩道切下げ部を平面図に表示し、自動車の乗り入れ状況を把握すること。 |  |  |
| (2) 試掘調査 |  |  |  |
|  | ア 試掘調査 | 歩道部内は既設埋設物が存在しているとともに、埋設状況も不明であるため、「東沼波地区電線共同溝概略設計」の検討内容を詳細設計に反映できない箇所においては、詳細設計に先立ち、試掘調査等を行い、本調査結果を基に特殊部設置箇所や管路線形等を決定すること。なお、試掘に際して、交通の安全確保が必要な場合は、交通誘導警備員の配置については要求水準書記載の表のとおりとし、資格については、第3章2.（8）に準じるものとする。 |  |  |
| イ電線共同溝･情報BOX等の埋設管路等の事故防止 | (ア) 本工事は、情報ボックス（電線共同溝、道路管理用光ファイバーケーブル）の近隣工事であるため、電線共同溝・情報ボックス管理マニュアルに基づき、施工計画書の通信等設備事故防止計画には下記事項を記載するものとする。・設備事故防止管理者・埋設箇所の確認方法（地中探査機含む）・近接部の工事施工方法（仮設計画含む）・作業上の留意事項及び作業員への周知方法・事故発生時の連絡体制及び即応体制・その他必要な事項　また、工事着工前に当たり、近畿地方整備局及び占用企業者の立会を求め試掘を行い埋設位置を確認すること。 |  |  |
| (イ) 情報BOX等の設置位置の確認結果については、工事打合簿に要求水準書記載の表の「地下埋設物確認表」及び位置等の分かる図面（測量成果)、写真等の資料を添付して近畿地方整備局に報告すること。 |  |  |
| 3. 詳細設計業務 |  |  |  |
|  | (1) 基本的な考え方 | ア 詳細設計は、概略設計成果である「東沼波地区電線共同溝概略設計」を参考とし、詳細設計にて実施する試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させ実施すること。 |  |  |
| イ 終点部においては、既設の彦根電線共同溝と接続する計画とすること。 |  |  |
| ウ 官地に残存する電柱は、必要な電柱以外全て撤去することを基本とする。なお、民地に残存する電柱の取扱については、近畿地方整備局や電柱所有者と協議し、決定すること。 |  |  |
| (2) 設計条件の整理 | 占用業者等が作成した配線計画図を基に、ケーブル条数、径などを区間別に整理すること。また、将来の道路計画について把握し、問題点を整理すること。 |  |  |
| ア 詳細設計においては、「東沼波地区電線共同溝概略設計」において計画した配線計画図をもとに、区間ごとの管路配置や、特殊部の配置を行うこと。 |  |  |
| イ 電線共同溝工事完了後の道路復旧について以下の事項を近畿地方整備局、関係機関等と協議し、設計に反映すること。 |  |  |
| (ア) 景観整備における植樹の形態、照明設備等の計画、舗装の形式 (イ) 道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項 |  |  |
| (ウ) その他関連事項の有無 |  |  |
| ウ歩道部内は既設埋設物が存在していることから、特殊部設置箇所においては、試掘調査等を行い、特殊部設置箇所を設定すること。 |  |  |
| (ア) 既設占用物は迂回するなど、支障移転は可能な限り発生しないよう求めるが、やむを得ない場合は、詳細設計時に、関係機関と協議・調整を行い、詳細設計に反映すること。 |  |  |
| (イ) 工法は、国土交通省等で検討が進められている無電柱化整備の低コスト手法に基づき、導入可能な手法について、近畿地方整備局及び関係機関との協議・調整を行いながら詳細設計に反映し、コスト縮減を図ること。 |  |  |
| (3) 電線共同溝 | 設計にあたっては、「東沼波地区電線共同溝概略設計」の成果を参考に占用業者等との調整を図ること。 |  |  |
| ア 特殊部地上機器については、「東沼波地区電線共同溝概略設計」成果を基に占用業者等との調整を図り、設置位置等を決定すること。 |  |  |
| イ 連系管・連系設備連系管・連系設備の立上り位置調整と、近畿地方整備局以外の道路管理者の管理道路への連系設備等に関する調整を行う。なお、連系管・連系設備を立上げる場合は、電柱所有者の了解を得ることとする。 |  |  |
| (4) 照明設備等 | 安全かつ円滑な交通環境の形成を図るため、道路利用者に適切な視環境を提供する照明設備等を設置すること。 |  |  |
| また、本事業の対象区間道路においては、「東沼波地区電線共同溝概略設計」の照明計画を基に交差点照明に関する詳細設計を実施すること。 |  |  |
| 4. 設計業務に係る調整業務 | 事業者は、設計業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施すること。 |  |  |
|  | (1) 業務計画 | 事業者は、調整業務（設計段階）実施にあたり、次の(2)から(6)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出すること。 |  |  |
| (2) 事業説明、地元・関係者機関調整等 | 事業者は、地域住民及び地権者に対して事業（設計）説明会を実施し、内容に対して同意を得るよう努めなければならない。説明対象者と周知方法については近畿地方整備局及び市役所と協議の上で決定し、十分な周知期間を確保するものとすること。 |  |  |
| なお、説明会の周知方法については、近畿地方整備局が市役所の協力を得た上で、事業者が周知活動を行うものとする。 |  |  |
| (3) 支障物件等調査及び移転協議 | 事業者は、詳細設計にあたり電線共同溝の設置位置と影響範囲を現地確認した上で、支障物件の抽出と移転計画を立案すること。 |  |  |
| なお、占用者等への協議は事前に協議内容を近畿地方整備局と協議した上で行うものとする。 |  |  |
| (4) 占用業者等との電線共同溝の協議 | 事業者は、詳細設計について、下記に挙げる占用業者等と協議した上で設計図書を作成するものとする。 関西電力㈱、NTTインフラネット㈱、㈱オプテージ、㈱ZTV、公安委員会 |  |  |
| (5) 占用業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議 | 事業者は、詳細設計にあたり、前項の占用業者等と協議した上で引込管、連系管・連系設備の設計を行うとともに、引込設備の設計を依頼するものとする。 |  |  |
| また、電線共同溝と引込設備の同時施工について、調整を行うこと。 |  |  |
| (6) 交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整 | 事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。 |  |  |
| 第3章 工事業務 |
| 1. 基本事項 |  |  |  |
|  | (1) 一般事項 | 事業者は、詳細設計図書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設の工事を行うこと。なお、事業者は、工事に支障となる既存施設の移設・解体撤去・復旧等を行うこと。 |  |  |
| 事業者は、工事業務期間中に電線管理者や地域住民等関係機関と必要な調整を行うものとし、本施設の完成後、施設の所有権移転を行うものとする。 |  |  |
| 本業務の履行にあたっては、国土交通省近畿地方整備局制定「土木工事共通仕様書 平成31年4月」（以下「土木工事共通仕様書」という。）及び国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室「電気通信設備工事共通仕様書（平成31年3月）」（以下「電気通信設備工事共通仕様書」という。）及び本要求水準書に基づき実施するものとするものとする。土木工事共通仕様書及び電気通信設備工事共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は、改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合はこの限りでない |  |  |
| (2) 業務の条件 | 事業者は、以下の条件に基づいて工事業務を実施すること。 |  |  |
| ア 事業契約書に定められた本施設の工事の履行のために必要となる業務は、事業契約書において近畿地方整備局が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。 |  |  |
| イ 工事業務の実施にあたり必要となる工事説明会等で近隣住民等に工事内容等の周知を行い、作業時間等の了承を得ること。 |  |  |
| ウ 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や近隣商業施設の営業環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。 |  |  |
| エ 工事業務期間中の工事用電力、水等については事業者の負担とする。 |  |  |
| オ 事業者は、工事着工前に、工期及び工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を作成し、近畿地方整備局に提出して、承諾を得ること。提出書類の内容については、土木工事共通仕様書及び本要求水準書に準拠すること。 |  |  |
| カ 事業者は、上記の工事全体工程表記載の日程に従い、工事に着手し、工事を遂行するものとする。 |  |  |
| キ 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備するものとする。 |  |  |
| ク 事業者は、近畿地方整備局に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとする。 |  |  |
| ケ 近畿地方整備局は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者に確認できるものとする。 |  |  |
| コ 事業者は、道路占用並びに土木工事施工許可申請等の工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを近畿地方整備局に提出すること。 |  |  |
| サ 事業者は、工事着工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めること。 |  |  |
| シ 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。 |  |  |
| (3) 業務期間 | 事業者は、令和9年3月末までに本施設の完成・引渡しの工事業務を完了すること。なお、事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め近畿地方整備局と事業者が協議して決定するものとする。また、路上工期抑制期間は、滋賀国道事務所ホームページ「路上工事抑制」による。 |  |  |
| (4) 現場代理人等 | 事業者は、現場代理人を設置するものとする。 |  |  |
| また、建設業法等に従い、監理技術者等の必要な技術者を配置するものとする。 |  |  |
| なお、下記に該当する場合で近畿地方整備局と協議の上認められたもの以外は、当該技術者を変更することはできないものとする。配置技術者を変更する場合は、入札説明書に定められた配置予定技術者に係るすべての条件に満足し、かつ第一次審査資料に記載された当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の配置技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、配置技術者を変更する場合は新旧技術者の引継期間について発注者と協議するものとする。ア傷病により職務の遂行ができないと判断された場合イ死亡した場合ウ退職した場合エ真にやむを得ない理由により転勤となる場合オ出産、育児、介護のため職務の遂行ができないと判断された場合カ発注者の責により工期延期となる場合キ工期が2年以上の長期に渡る工事で１年以上の期間連続して従事した場合 |  |  |
| (5) 完成検査及び完成（引渡）検査 | 事業者による完成検査及び完成（引渡）検査は、以下に基づき実施すること。 |  |  |
|  | ア 事業者による完成検査 | (ア) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査（導通試験を含む）を実施するものとする。 |  |  |
| (イ) 事業者による完成検査の実施については、それらの実施日の 7 日前までに近畿地方整備局に書面で通知するものとする。 |  |  |
| (ウ) 事業者は、前項の報告終了後、速やかに近畿地方整備局に完成確認依頼書を提出するものとする。 |  |  |
| イ 完成（引渡）検査 | (ア) 近畿地方整備局は、完成確認依頼書を受領した後、完成（引渡）検査を実施するものとする。 |  |  |
| (イ) 完成（引渡）検査は、事業者の立会いのもとに実施する。 |  |  |
| (ウ) 完成（引渡）検査は、近畿地方整備局が確認した設計図書及び事業者の用意した施工記録との照合により実施する。 |  |  |
| (エ) 事業者は、近畿地方整備局の行う完成（引渡）検査の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再検査を受けること。なお、再検査の手続きは完成（引渡）検査時の手続きと同様とする。 |  |  |
| (オ) 事業者は、近畿地方整備局による完成（引渡）検査後、是正・改善事項がない場合には、近畿地方整備局から完成（引渡）検査完了の通知を受けるものとする。 |  |  |
| (6) 工事完成図書の提出 | ア 事業者は、完成（引渡）検査時に後述のオに基づく電子成果品とチェックリストを近畿地方整備局に提示し、確認を受け、引き渡しを行う。 |  |  |
| イ 事業者は、近畿地方整備局による完成（引渡）検査の通知に必要な完成図書を土木工事共通仕様書に準拠して提出すること。加えて、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。また、事業者は、これら一連の書類について、事業期間を通じて保管・管理すること。 |  |  |
| ウ 完成図書については、引込設備や連系設備等の資料を含むものとする。 |  |  |
| エ事業者は、「道路工事完成図等作成要領（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。事業者は、本要領に基づき、国土技術政策総合研究所がホームページ上に無償で公開している本要領に対応したチェックプログラムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で出力資料を含む（別紙等での提出も可能）電子データを提出しなければならない。 |  |  |
| オ電子納品にかかる成果品の作成については、「工事完成図書の電子納品等要領」（平成28年3月）、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（平成30年3月）に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R）で正副2部提出すること。 |  |  |
| (7) 中間技術検査 | 近畿地方整備局は、整備工事期間中、各年度末において中間技術検査を実施する。 |  |  |
| (8) 打合せ | 工事業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 |  |  |
| 2. 工事業務（特記事項） |  |  |  |
|  | (1) 施工計画書 | 事業者は、本工事において提案された技術評価項目（付帯条件を付された提案を除く）について、施工計画書に技術提案及び施工能力等を記載し、近畿地方整備局に提出した上で履行すること。 |  |  |
| ただし、事業者の責めによらない条件変更等により提案された技術評価項目が履行できない場合で、近畿地方整備局の承諾を得たものはこの限りでない。 |  |  |
| (2) 工事現場発生費（第1編1-1-17） | 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、要求水準書記載の表の場所まで運搬のうえ引渡しするものとする。なお、上記以外の材料が発生した場合は、近畿地方整備局と協議するものとする |  |  |
| (3) 建設副産物（第1編1-1-18） |  |  |  |
|  | ア 再生資源の利用促進 | (ア) 事業者は、建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、工事完成時に再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を近畿地方整備局に提出すること。 |  |  |
| (イ) 再生資源利用【促進】計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システムを用いて作成するものとする。 |  |  |
| (ウ) 作成した再生資源利用【促進】計画（実施書）は各1部印刷して近畿地方整備局に提出するとともに、事業者で工事完成後1年間保管すること。 |  |  |
| イ 建設リサイクル法第11条通知完了の連絡書の送付 | 事業者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を近畿地方整備局より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。 |  |  |
| なお、これによりがたい場合は近畿地方整備局と協議の上決定するものとする。 |  |  |
| ウ 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置 | (ア) 本工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、要求水準書記載の表の積算条件を設定しているが、解体工事に要する費用等は調査・設計業務の設計図書提出時に近畿地方整備局と事業者の間で確認されるものであるため、近畿地方整備局が積算上条件明示した要求水準書記載の表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| (イ) 事業者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づく事項を書面に記載し、近畿地方整備局に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。 |  |  |
| エ建設副産物情報交換システム | 本工事は、建設副産物情報交換システムの登録対象工事であり、事業者は施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| オ建設発生土の搬入 | 本工事の残土は、米原バイパス7工区の建設発生土受入地に運搬するものとし受入条件は、要求水準書記載の表の通りとする。これにより難い場合が生じたときは、近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| カ 舗装の切断作業に伴う泥水の処理 | 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。 |  |  |
| なお、事業者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。 |  |  |
| キ 混合廃棄物の現場分別等による減量化 | 本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。 |  |  |
| また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で近畿地方整備局に報告するものとする。 |  |  |
| (4) 施工管理（第1編1-1-23） |  |  |  |
|  | ア 品質管理試験 | 本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、要求水準書記載の表のとおりとする。 |  |  |
| イ 規格値 | 品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、要求水準書記載の表のとおりとする。なお、幹線部以外で要求水準書記載の表により難い場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。なお、水密性試験は、道路管理者を除く幹線部の管径75mmとするが、それ以外については近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| (5) 工事中の安全確保（第1編1-1-26） |  |  |  |
|  | ア近接施工 | 配電線および送電線付近で作業をする場合は事前に関西電力㈱事業所と事故防止対策について協議すること。 |  |  |
| イ現場環境改善費 | 現場環境改善費として実施する項目については、要求水準書記載の表の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するとともに、施工計画書に明記するものとする。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。現場環境改善の実施については、具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に含め近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| (6)事故報告書（第1編1-1-29） | 事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに近畿地方整備局に通報するとともに、原則として要求水準書記載のURLにアクセスし事故報告様式に入力し、近畿地方整備局が指示する期日までにホームページ上で提出しなければならない。 |  |  |
| (7)環境対策（第1編1-1-30） |  |  |  |
|  | ア排出ガス対策型建設機械 | 事業者は、本工事において、要求水準書記載の表に示す建設機械について排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、事業者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、近畿地方整備局から請求があった場合は提示しなければならない。 |  |  |
| イ低騒音型の使用 | 本工事の施工にあたっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は近畿地方整備局と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は必要書類を近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| ウ公害対策 | (ア)本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。但し、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。公害等に関連すとみなされる工種と標準工法は、下記のとおりとする。 |  |  |
|  | (イ) 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| エ特定調達品目調達実績集計 | 事業者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。事業者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が発注年度以降に及ぶものは、近畿地方整備局の指示する日まで）に、電子データにより近畿地方整備局に提出するものとする。電子データ及び集計方法については、土木請負工事必携（<http://www.kkr>.mlit.go.jp/plan/）を参照すること。 |  |  |
| (8) 交通安全管理（第1編1-1-32） |  |  |  |
|  | ア安全施設類 | 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及所轄警察署と打合わせを行い実施するものとする。なお、打合わせの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| イ保安施設 | 本工事で使用する保安施設については、「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとする。なお、保安施設標準様式図7-⑦の“御通行中の皆様へ”の表示内容は要求水準書記載の内容を記入するものとする。 |  |  |
| ウ 交通誘導警備員の有資格 | (ア)本工事に配置する交通誘導警備員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所毎に1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。 |  |  |
| (イ) 事業者は、交通誘導警備検定合格証の写しを近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| (ウ) 交通誘導警備員については、要求水準書記載の表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合わせの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| エ特殊車両通行許可制度の徹底 | 事業者は、道路法第47条の2に基づく通行許可の確認において、下記資料を近畿地方整備局に提出し、確認を得なければならない。車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両について① 施工計画書に一般的制限値を超える車両を記載。② 出発地点、走行途中、現場到着地点における写真（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真）。なお、走行途中の写真撮影が困難な場合は近畿地方整備局の承諾を得て省略できるものとする。③ 通行許可証の写し。④ 夜間通行が条件の場合は、車両通行記録計（タコグラフ）の写し。 |  |  |
| オ過積載による違法運行の防止について | 事業者は過積載防止について、現場説明書の指導事項の項目を参考にその具体的内容を施工計画書に記載するものとする。 |  |  |
| カ 道路における色覚バリアフリーについて | 道路工事において工事用信号機を使用する場合、下記の規格に類するものを使用するものとする。ただし、これにより難い場合は、近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| (ア) 形態については、色彩だけでなく、灯火箇所の違いでも判断出来る二灯火式を使用するものとする。灯火の配列については、上が「赤」、下が「青」のものを使用するものとする。 |  |  |
| (イ) 赤信号及び青信号の灯火信号の色については、色覚障害者に配慮した交通信号灯器の仕様に準じた色度範囲を使用すること。又は色覚バリアフリーに配慮した灯火信号等を使用するものとする。なお、色覚障害者に配慮した色は、赤色が濃い赤を使用せず、「明るい朱赤」を使用し、青色については、「青みの強い緑色」とする。 |  |  |
| (9) 施工時期及び施工時間の変更（第1編1-1-36） |  |  |  |
|  | ア施工時間 | 施工は、夜間とし、標準作業時は、22：00h～6：00hとするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。 |  |  |
| イ時間的制約を受ける作業 | 本工事の作業時間帯は、要求水準書記載の表に示すとおりとする。なお、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は、速やかに設計図書に関して近畿地方整備局と協議するものとし、設計変更の対象とする。 |  |  |
| (10) 適用（第1編3-1） | ア コンクリート用スラグ細骨材コンクリートに使用する細骨材に、コンクリート用スラグ細骨材（JIS A 5011）を使用する場合は、単位体積質量が設計質量を超えることにより、設計上不利にならないように、設計質量以下となるように配合（混合）すること。 |  |  |
| イ 塩化物総量規制コンクリート中の塩化物総量規制については、「コンクリート中の塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策実施要領、Ⅰコンクリート中の塩化物総量規制」による他、要求水準書によるものとする。 |  |  |
| ウ 現場配合のコンクリートについても、レディーミクストコンクリートと同様とする。 |  |  |
| エ容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いたものを用いなければならない。 |  |  |
| オ 測定記録測定結果は所定様式（土木請負工事必携参照　http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\_information/gijutsukanri/index.html）により提出するものとする。また、測定値を後日確認できるように計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| カ アルカリ骨材反応抑制対策「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日）および「「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について」（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）は土木請負工事必携（http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\_information/gijutsukanri/index.html）によるものとする。 |  |  |
| キ コンクリート受入態勢事業者は、コンクリートを練り混ぜてから打設完了までに要した時間が確認できる資料を整備、保管し、近畿地方整備局からの請求があった場合は提示しなければならない。テストピースの強度試験は、原則、事業者において全数を立会し、強度確認をするものとする。ただし、全試験実施数の20％以上は公的機関等において実施するものとする。 |  |  |
| (11) 工場の選定（第1編3-3-2） | ア レディーミクストコンクリート 本工事に使用するレディーミクストコンクリートは、要求水準書に記載の表のものとし、スランプの許容範囲は±2.5cmとする｡ |  |  |
| (12) 配合（第1編3-3-3） | ア コンクリートの水・セメント比本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては55％以下、無筋コンクリートについては60％以下とするものとする。 |  |  |
| イ 超速硬コンクリート電線共同溝工（管路防護工）に使用するコンクリート（超速硬）の規格は要求水準書に記載の表のとおりとする｡ |  |  |
| (13) 適用（第2編1-1） |  |  |  |
|  | ア 再生資材の利用 | 本工事については、要求水準書に記載の表のとおり再生資材を使用するものとする。ただし、再生材製造工場の都合等により要求水準書に記載の表の再生資材の使用が困難な場合については、近畿地方整備局と協議のうえ新材とするものとする。 |  |  |
| なお、再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。 |  |  |
| (ア) 上記再生資材を路盤材または舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (イ) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合の品質は、「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。 |  |  |
| (ウ) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。 |  |  |
| (14) 工事材料の品質（第2編1-2） |  |  |  |
|  | ア 品質規格 | 要求水準書に記載の表の材料については、要求水準書に記載の表の品質規格を満足させなければならない。 |  |  |
| ただし、要求水準書に記載の表の性能において幹線部電力用管条数が9条以下はビカット軟化点温度は80℃品とし、10条以上は83℃品とする。・ＦＡ系管路（共用ＦＡ管、ＦＡ管） |  |  |
| イ 品質証明書等 | 事業者は工事に使用する材料のうち、要求水準書に記載の表の材料及び近畿地方整備局の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けなければならない。 |  |  |
| (15) ガードレール（路側用、分離帯用）（第2編2-5-19） | ア ガードレール本工事に使用するガードレールについては、塗装仕上げ（マンセル値10YR2.0／1.0程度）とする。ただし、ガードレールに使用する支柱キャップの材質は、樹脂製とする。また、キャップの色は支柱と合わせるものとする。 |  |  |
| (16) 一般事項（第2編2-6-1） |  |  |  |
|  | ア セメント及び混和材 | 無筋・鉄筋構造物（橋梁上部工を除く）で設計基準強度σck＝24N/mm2以下のもの及び場所打杭等の要求水準書に記載の表に示すものは、高炉セメントＢ種を使用するものとする。なお、セメントコンクリート用骨材のアルカリシリカ反応性試験結果が無害の場合または抑制対策を行う場合は、品質に問題がないことを確認できる資料を事前に近畿地方整備局に提出し、確認を受けて普通ポルトランドセメントを使用することができる。 |  |  |
| (17) 一般瀝青材料（第2編2-8-1） |  |  |  |
|  | ア アスファルト混合物事前審査制度 | (ア) 事業者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを近畿地方整備局に提出できるものとする。この場合、「土木工事共通仕様書(案)」によらず、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計、試験練りを省略することができる。 |  |  |
| (イ) 前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は要求水準書記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (18) 工事完成図書の納品（第3編1-1-9） |  |  |  |
|  | ア道路管理関係台帳 | 本工事は、道路管理関係台帳の整備・作成の対象工事であり、事業者は、道路管理関係台帳の整備・作成を行うものとする。 |  |  |
| イ道路施設台帳 | 本工事は、道路施設台帳の作成の対象工事であり、事業者は、以下に基づき道路施設台帳を作成し、近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| (ア) 道路施設台帳整備対象工種は要求水準書記載の表の通りとする。 |  |  |
| (イ) 道路施設台帳の作成は、別に定める「道路施設台帳作成要領（案）」によるものとする。 |  |  |
| (ウ) 現道に係わる工事及び重要構造物等で道路管理データベースに登録済みの既往道路台帳がある場合は、近畿地方整備局の貸与を受けてこれを追加修正するものとする。 |  |  |
| (エ) 道路施設台帳に係わる提出物として、以下のものを近畿地方整備局に提出するものとする。なお、道路施設台帳の作成部数は２部とし、近畿地方整備局に提出しなければならない。①道路施設台帳総括表②道路施設台帳③イメージデータ（現況写真及び一般図や平面図等の図面類）④工事箇所図 |  |  |
| (19) 区画線工（第3編2-3-9） |  |  |  |
|  | ア 溶融式区画線 | (ア) 溶融式区画線の規格は要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (イ) 排水性舗装の区画線の規格は要求水準書に記載の表のとおりとするが、交差点部等による横断線・文字等については、溶融式を標準とする。 |  |  |
| (ウ) 溶融式区画線の「かし担保」期間は、18ケ月とする。但し、上記「かし担保」期間内でタイヤチェーン等に依る損傷が明らかな場合は、このかぎりではない。 |  |  |
| イ ペイント区画線 | (ア) ペイント式区画線の規格は要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (イ) ペイント式区画線の「かし担保」期間は要求水準書に記載の表のとおりにする。 |  |  |
| (20) アスファルト舗装の材料（第3編2-6-3） | ア 粒度範囲再生加熱アスファルト安定処理の骨材の粒度範囲は要求水準書に記載のとおりとする。 |  |  |
| イ 再生用添加剤の品質再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系又は、石油潤滑油系とする。 |  |  |
| ウ 配合本工事に使用する再生加熱アスファルト混合物の種類等は要求水準書に記載の表のとおりとする。設計アスファルト量は、アスファルト共通範囲の中央値を目標とし、その値が標準アスファルト量の±0.3％以内を満足しないばあいは、配合設計の見直し等を行うものとする。 |  |  |
| エ プライムコート工瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-3）とし、使用量は1ℓ／㎡～2ℓ／㎡とする。 |  |  |
| オ タックコート工瀝青材料は石油アスファルト乳剤（PK-4）とし、使用量は0.3ℓ／㎡～0.6ℓ／㎡とする。 |  |  |
| (21) 材料（第10編2-4-2） |  |  |  |
|  | ア 透水性舗装 | 透水性舗装の路盤工に使用する路盤材料は、5～13mm粒度の通過質量が全質量に対し、50％未満の材料を使用するものとする。 |  |  |
| イ フィルター層の材料 | フィルター層の材料（砂）の品質は、要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| ウ 路盤材料 | 路盤材料（クラッシャーラン）の品質は要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (ア) 再生資材を使用する場合は、下記の規格のとおりとする。再生クラッシャーランに用いる粗骨材は、すりへり減量が50％以下とするものとする。 |  |  |
| (イ) 再生資材を使用する場合は、下記により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。a 再生クラッシャーランを路盤材または舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は要求水準書に記載の別表のとおりとする。b 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等混入物を有害量含んではならない。 |  |  |
| エ 歩道透水性アスファルト混合物 | 透水性アスファルト混合物の粒度範囲及び混合物性状は要求水準書に記載の表を標準とする。 |  |  |
| (22) 排水性舗装工（第10編2-4-7） |  |  |  |
|  | ア 配合 | ポーラアスファルト混合物の種類は要求水準書に記載の表の通りとする。 |  |  |
| なお、ポーラアスファルト混合物の配合設計は、試し突きにより定めた骨材配合の混合物のダレ試験から最適アスファルト量を決定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験およびホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料で良好な結果を得ている過去の配合を利用する場合には、配合設計を省略することができる。 |  |  |
| イ バインダー量 | ポーラアスファルトコンクリートの設計バインダー量については、配合試験を実施し、空隙率、マーシャル安定度試験、透水性試験およびホィールトラッキング試験から目標値を満足しかつダレ防止を考慮して設定する。 |  |  |
| ウ 繊維質補強材 | ポーラアスファルトコンクリートのバインダーのダレ防止として植物性繊維を混合物重量に対し0.1％を標準添加量とする。 |  |  |
| 植物性繊維の性状は要求水準書に記載の表の通りとする。 |  |  |
| なお、交差点部等で耐久性向上を目的に繊維等を混合する場合は、要求水準書に記載の表によらないことができる。 |  |  |
| なお、使用にあたっては、品質に問題ないことを確認した後に使用するものとする。 |  |  |
| エ タックコート工 | 瀝青材料はタックコート用ゴム入りアスファルト乳剤とし、使用量は0.4～0.6ℓ／㎡とする。 |  |  |
| (23) 改質アスファルト舗装工（第10編2-4） |  |  |  |
|  | ア 配合 | (ア) 改質アスファルト混合物の種類等は要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (イ) 合成粒度は粒度範囲の中央値を目標とするが、75μｍ通過量は、中央値以下（0～－2％）に抑える。 |  |  |
| (ウ) 細骨材はダスト（75μｍ通過）の少ないものを用いるように努め、合成粒度の設定において75μｍ通過量のうち、石粉を除くダスト分の割合を30％以下にする。 |  |  |
| (エ) 設計アスファルト量は、アスファルト量共通範囲の中央値を目標とする。 |  |  |
| (オ) アスファルト量の共通範囲の中央値が、標準アスファルト量の±0.3％以内を満足しない場合は配合設計の見直し等を行う。 |  |  |
| イ ホイールトラッキング試験 | 最適アスファルト量でホイールトラッキング試験を行い、目標値に達しない場合は配合設計の見直し等を行う。動的安定度の目標値は、要求水準書に記載の表のとおりとする。 |  |  |
| (24) 一般事項（第10編2-8-1） |  |  |  |
|  | ア防護柵設置工における出来形確保対策 | (ア) 事業者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に近畿地方整備局と協議しなければならない。 |  |  |
| (イ) 事業者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して近畿地方整備局と協議しなければならない。 |  |  |
| (ウ) 事業者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理を行う。ただし、以下の場合はビデオカメラによる出来形管理とすることができる。1. 防護柵が「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領（案）」という。）の適用範囲外の場合
2. 事業者が測定機器を調達できない場合
3. 測定機器が測定要領（案）で定める性能基準を満たさない場合
4. 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合
5. その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合
 |  |  |
| (エ) 非破壊試験による出来形管理にあたっては、測定要領（案）に従い行う。 |  |  |
| (オ) ビデオカメラによる出来形管理にあたっては、以下の状況をビデオカメラにより全本数分撮影する。1. 支柱建て込み前の根入れ長測定状況
2. 支柱建て込み直前（機械セット時）から建て込み完了まで連続撮影
3. なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書（別紙1）とともに近畿地方整備局へ提出する。
 |  |  |
| (カ) これらに定められていない場合は、近畿地方整備局と協議する。 |  |  |
| (キ) 防護柵設置工の非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は近畿地方整備局と協議とする。 |  |  |
| (25) 一般事項（第10編12-4-1） |  |  |  |
|  | ア 埋戻し | (ア) 埋め戻し土は、構造物への影響がなく、圧縮性、充填性、透排水性、施工性等の性能や、所要の力学性能が得られるものでなければならない。なお、低品質な土質のものについては、土質改良、粒度調整、水切りや天日乾燥、流動化処理工法等を行って、所要の品質を満足するような土質に改善することを検討するものとし、近畿地方整備局と協議を行うものとする。 |  |  |
| (イ) 狭隘部で機械施工が困難な場所での土砂は、水締めが可能な、砂、砂質土又は相当品とする。電線共同溝管路周辺は管路一段敷設ごとに埋め戻しを行うものとし、突き棒等で入念に突き固める。 |  |  |
| (ウ) 路床に用いる土は所定のCBR値を満足させなければならない。 |  |  |
| (エ) 施工後にひび割れや、陥没・空洞が生じないよう、十分に転圧や締固めを行わなければならない。 |  |  |
| (オ) 関係法規の定めを超えて有害物を含む発生土砂及び購入土砂等は原則として利用しない。 |  |  |
| (カ) 第1種から第3種までの良質土については、安易に埋め立て処分を行うことのないよう、利用方法を十分に検討し有効利用を図るものとする。 |  |  |
| (キ) 掘削土に水締め可能な土砂が発生した場合は、「電線共同溝埋戻し　管路周辺・特殊部の中埋砂」への利用を検討するものとする。 |  |  |
| (26) 管路工（管路部）（第10編12-5-2） |  |  |  |
|  | ア 管路敷設 | (ア) 管の敷設は、規定された土被り、占用位置および敷設間隔などに基づいて、ケーブルの引き込み・抜き取りに支障とならないよう確実に実施する。 |  |  |
| (イ) 配管は原則として一方向から順次行うものとする。 |  |  |
| (ウ) 管は製品表示面を上面にし、表示内容が確認できるようにする。 |  |  |
| (エ) 管の接続を休止する場合は、管端から異物、水等が入らないよう防砂栓等の処置を施す。 |  |  |
| (オ) 管は規定の標線位置まで、確実に挿入しなくてはならない。 |  |  |
| (カ) 管は敷設現場の状況に応じて、必要な長さを切管して使用するこことなるが、その際、切管した端面は、ケーブル入線時にケーブルを傷つけないよう内外面とも面取り等の処置を施す。 |  |  |
| (キ) プレキャストボックスとの接続に使用する継手管は、ケーブル入線施工に支障とならないよう施工しなければならない。 |  |  |
| (ク) 管の接続後、接続部に載ったり、過大な荷重を加えてはならない。 |  |  |
| (ケ) 配管は要求水準書に記載の表の曲線半径を標準とする。ただし最小曲線半径が確保できない場合は、参画企業者と調整した上で管路の曲線半径を定めるものとする。 |  |  |
| イ 管枕 | 管枕は、幹線部直管1本につき2箇所、曲管1本につき1箇所設置するものとする。 |  |  |
| ウ 埋設標識シート | 埋設標識シートの敷設範囲は、管路の全幅以上とし、幅150mm・300mm・400mm・600mmを組み合わせて敷設するものとする。 |  |  |
| また、敷設位置は、管上20cmを標準とするが、管路の土被りとの関係上舗装との離隔が確保できない場合は、10cmまで縮小できるものとする。さらに管天端が舗装下端に等しい場合は、舗装下端に敷設する。 |  |  |
| エ 呼び線 | 管路の導通性試験後に呼び線を入線し、桝内部の呼び線に行先表示の明示をすること。 |  |  |
| オ埋設プレート | 埋設プレートの設置位置は電線共同溝の平面および縦断線形の変化点等に充分留意するものとし、位置決定にあたっては近畿地方整備局と協議するものとする。 |  |  |
| なお、設置箇所については、舗装面の修繕工事等で支障となる箇所への設置は避けるものとし、縁石の天端等へ控えて設置し、控え距離（L）および土被り（D）を設置箇所毎の実測値を明記すること。 |  |  |
| (27) プレキャストボックス工（特殊部）（第10編12-5-3） |  |  |  |
|  | ア 据付 | プレキャストボックスは水平に据え付けるものとし、歩道勾配との調整は、蓋版にて行うものとする。 |  |  |
| イ 無収縮モルタル | 車道部鉄蓋は設置後車両の通行を確保するため、調整用超早強無収縮モルタル（セメント系プレミックス製品）を用いるものとする。 |  |  |
| なお、管路施工の際は、電線管理者と十分協議の上、調整するものとする。 |  |  |
| (28) 週休2日対象工事 | ア 本工事は、「週休2日」を促進する対象工事である。（週休2日相当は、現場閉所とする） |  |  |
| イ 事業者は、週休2日相当の取得計画が判る計画工程表等を施工計画書に記載するものとする。 |  |  |
| ウ 週休2日相当の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12/29～1/3）、夏季休暇3日間（8/14～8/16）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、近畿地方整備局があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（事業者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 |  |  |
| エ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。 |  |  |
| (29) その他特記事項 |  |  |  |
|  | ア 管路材について | 管路部に使用する管路材は、「電線共同溝管路材試験実施マニュアル（案）」（財団法人道路保全技術センター）または、これらと同等以上の性能を有し、かつ継ぎ手部を含め電線の敷設、防護等に必要な所性能を有するものとする。 |  |  |
| イ 浅層埋設区間について | 電線共同溝管路部において所定の埋設深さが確保できない箇所については、管路防護を行い施工するものとする。 |  |  |
| ウ道路照明 | (ア) 道路照明道路照明灯の施工については、現在LED道路照明灯を計上している。仕様については近畿地方整備局と協議するものとし照度計算等の設計を行い、当初と仕様が変更になった場合は近畿地方整備局と協議するものとする。LED道路照明灯具の性能等の確認は、次の各号のとおり行うものとし、その確認結果については整理した上で近畿地方整備局へ提出するものとする。 |  |  |
| a　LED道路照明灯具等の仕様に関する確認LED道路照明灯具等については、使用する器材が、要求水準書及びガイドラインに規定された品質基準を満足していることを、書面により確認を行うものとし、疑義がある場合は近畿地方整備局と協議するものとする。なお、主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。 |  |  |
| b　工事材料の品質及び検査等LED道路照明灯具等については、近畿地方整備局の検査を受け合格したものを使用しなければならない。 |  |  |
| c　設置完了時の性能に関する確認LED道路照明の性能については、「道路照明施設設置基準・同解説」8-2性能の確認により実施するものとし、現地の状況から測定が困難と判断される場合についても、部分的な測定により、出来る限り性能を確認することとする。なお、性能についての主な確認項目は、ガイドラインのとおりとする。 |  |  |
| (イ) 道路用照明器具a　道路照明器材の製作にあたっては、「道路・トンネル照明器材仕様書［（社）建設電気技術協会平成27年版］」、ガイドラインによるものとする。 |  |  |
| b　器材の配置は、近畿地方整備局と協議するものとする。なお、詳細については、施工図等の提出により近畿地方整備局の承諾を得るものとする。 |  |  |
| (ウ) 提出書類事業者は、次に掲げる図書を各図書に定める期日までに近畿地方整備局に提出するものとする。 |  |  |
| a　承諾を必要とする図書①器材の仕様に関する図書1部　　契約締結後②特記仕様書及び図面の設計条件に基づく照明設計資料1部　　契約締結後・光度値（水平角0～360°、鉛直角0～90°の光度値を1°又は5°刻みに記入した表）・光度値から各項目の計算式及び計算結果。・輝度分布図・照度分布図・定格光束・LED道路照明灯具の照明率表（0.01刻み。光度値表から灯具前面（車道側）3W/H～灯具背面（歩道側）2W/H間の照明率データ）・照明灯設置図③施工図1部施工実施日以上前 |  |  |
| b　承諾を必要としない図書①完成図書（完成写真含む） ②その他発注者の必要とする図書別途指示 |  |  |
| (エ) 工事範囲工事の範囲は次のとおりとする。a　LED道路照明灯具の据付調整。b　aに伴う設備間の配線工事及び試験。c　要求水準書に明示なき事項であっても、工事上当然必要とする事項は、要求水準書に含まれるものとする。 |  |  |
| 3. 工事監理業務 | 事業者は、工事監理期間中は原則として、工事監理業務報告書（業務月報）を近畿地方整備局に提出し、工事監理状況の報告を行うとともに、近畿地方整備局が要請したときは、工事監理の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を書面等で行うこと。 |  |  |
| なお、工事監理業務報告書（業務月報）の提出開始時期は、近畿地方整備局との協議により決定する。事業者は、設計図書等と工事内容の整合性を確認するとともに、必要な検査を実施すること。 |  |  |
| 4. 工事業務に係る調整業務 | 事業者は、工事業務と並行して、以下に記載する各種業務について近畿地方整備局と協議・連携の上、自ら主体的に業務を実施する。各業務の実施内容、関係機関協議、要求水準については、設計業務に係る調整業務に準じるものとする。 |  |  |
|  | (1) 業務計画 | 事業者は、調整業務（工事段階）実施にあたり、次の(2)から(4)に記載する各種業務について業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。 |  |  |
| (2) 工事期間における規制箇所等調整 | 工事期間における規制箇所等については、施工計画書に基づき、工事着工前に、道路管理者及び交通管理者等関係機関と調整を行うものとする。また、工事着工後に、必要に応じて、占用調整会議を行うこととする。 |  |  |
| (3) 隣接家屋・店舗等との出入口調整 | 隣接家屋・店舗等との出入口については、道路管理者との協議に基づき幅員・構造・舗装構成を調整するものとする。 |  |  |
| (4) 地元に対する工事説明会 | 事業者は、地域住民に対して工事着手前に工事内容について説明会を実施し、同意を得るよう努めなければならない。実施方法については、第2章4.(2)に準じるものとする。 |  |  |
| 5. 本施設の所有権移転業務 | 事業者は、近畿地方整備局による完成検査後、国に対して本施設の所有権を移転すること。 |  |  |
| 第4章 維持管理業務 |
| 1. 基本事項 |  |  |  |
|  | (1) 一般事項 | 事業者は、維持管理対象施設を対象とし、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、維持管理対象施設の性能及び機能を維持することにより、利用者の利便性・安全性を確保することを目的とし、以下の内容の維持管理業務を実施すること。 |  |  |
| 事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「近畿地方建設局電線共同溝管理規程」（資料5）、「近畿地方建設局電線共同溝保安細則」（資料6）、「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver.2（近畿地方整備局）」及び「電線共同溝管理台帳（作成例）」（資料7）にも準拠すること。ア 点検・補修業務イ 台帳作成・管理業務ウ 維持管理業務に係る調整業務 |  |  |
| (2) 業務期間 | 維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日（令和9年3月末）より、令和25年3月末日までとする。 |  |  |
| (3) 業務実施体制 |  |  |  |
|  | ア 業務実施の体制 | 事業者は、上記(1)の各業務を実施する体制を確立し、各業務を総括する維持管理責任者を設置し、近畿地方整備局に通知すること。 |  |  |
| また、各業務の実施にあたっては、非常時の指示命令系統及び連絡体制を近畿地方整備局と協議のうえ確立すること。 |  |  |
| イ 業務従事者の要件等 | 事業者は、業務従事者には必要な業務遂行能力を有する者をあて、適切な態度で誠意を持って業務に従事させること。また、業務の実施に際しては、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、業務及び作業に適した服装で、名札を着用させること。 |  |  |
| (4) 提出書類 | 事業者は、業務提供期間中、業務計画に基づき維持管理業務の実施に際し、以下の書類を作成し、近畿地方整備局に提出し、確認を受けること。様式・内容・提出日等はあらかじめ近畿地方整備局と協議して定めること。 |  |  |
|  | ア 業務計画書 | 事業者は、業務実施にあたり下表に示す業務計画書を作成し、提出すること。（表-3　業務計画書と提出時期　参照） |  |  |
| 事業者は、提案書に記載した内容ついて、業務計画書へ記載するとともに、適切に業務を遂行すること。 |  |  |
| また、次の場合は、業務計画書を修正し、再度提出すること。(ア) 業務計画書の提出後、業務計画書の記載内容に変更があった場合 (イ) 近畿地方整備局に業務計画書の記載内容が不適切と判断された場合（表-3　業務計画書と提出時期　参照） |  |  |
| イ 業務報告書 | 事業者は、業務ごとの実施状況について下表に示す業務報告書を作成し、近畿地方整備局へ提出し、確認を受けること。（表-4　業務報告書等と提出時期　参照） |  |  |
| ウ その他の業務報告 | 事業者は、業務の遂行に支障をきたすような重大な事象が発生した場合は、速やかに近畿地方整備局に報告すること。また、近畿地方整備局から業務遂行上必要な報告・書類の提出の要請があった場合は、速やかに対応すること。 |  |  |
| (5) 業務の実施 | 事業者は、業務の実施に際して次のことに対応すること。 |  |  |
|  | ア 苦情等への対応 | 事業者は、市民や占用業者等からの維持管理に関する苦情・要望等に対し、緊急を要する場合は速やかに近畿地方整備局に報告し、再発防止措置を含め迅速かつ適切に対応し、その対応結果を近畿地方整備局に報告すること。なお、緊急を要さない場合は、近畿地方整備局と協議の上対応する。また、事業者は、適用範囲外に関する苦情等（地域住民等からの苦情等）を受けた場合、速やかに近畿地方整備局に報告し、対応について協議すること。 |  |  |
| イ 想定外の事態への対応 | 事業者は、想定外の事態の発生、または発生が予測された場合、迅速かつ適切に対応すること。 |  |  |
| ウ 災害時・非常時の対応 | 火災等の緊急事態が発生した場合は、事業者は、直ちに非常時の指示命令系統及び連絡体制に従い連絡・通報すること。また、現場に急行し、業務従事者の安全が確保できる範囲で応急措置を行うこと。 |  |  |
| エ 危険物・火気の取扱 | 事業者は、業務実施等に際し、原則として火気等は使用してはならない。火気を使用する場合は、事前に近畿地方整備局の承諾を得ること。 |  |  |
| (6) 維持管理関連貸与図面等 | 事業者は、図面・資料等を、維持管理期間中、近畿地方整備局より借り受け、善良な管理者の注意をもって管理すること。 |  |  |
| (7) 打合せ | 維持管理業務を適正かつ円滑に実施するため、近畿地方整備局と事業者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度事業者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。 |  |  |
| なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。 |  |  |
| ア 業務計画書作成時 初年度は前年度中に確認、各年度は年度当初の打合せと合わせて実施する。イ 業務報告書提出時 ウ 抜柱、入線等の調整のための協議時（実施時期は適宜） |  |  |
| 2. 点検・補修業務 |  |  |  |
|  | (1) 一般事項 | 点検・補修業務は、維持管理対象施設の性能を満足することを目的に、定期的にその機能、劣化状況、損傷等異常の有無の点検と必要な補修を行うものとする。 |  |  |
| 点検・補修の結果等により、上記の目的を達成できないおそれがある場合は、必要な対応を実施すること。 |  |  |
| なお、補修及び対応に関する費用負担については近畿地方整備局と協議すること。 |  |  |
| (2) 要求水準 | ア 事業者は、イ及びウの点検を実施し、補修が必要と判断した場合には、近畿地方整備局と協議の上補修を行い、所要の性能を発揮できる状態を維持するよう努めること。 |  |  |
| イ 「電線共同溝・情報ボックス管理マニュアル（案） Ver.2（近畿地方整備局）」に基づき点検を実施すること。なお、日常点検（道路巡回時等）については、徒歩による目視点検を年1回は行うこと。 |  |  |
| ウ 特殊部については、5 年に 1 回内部を点検すること。 |  |  |
| エ 事業者は、異常を発見した場合には、同様の異常の発生が予想される箇所の点検を実施すること。 |  |  |
| (3) 特記事項 |  |  |  |
|  | ア 点検 | 近畿地方整備局が道路巡回時に異常を発見した場合は、近畿地方整備局より事業者へ報告した後、事業者は早急に状況を確認し、近畿地方整備局と協議の上補修を行うこと。 |  |  |
| イ 災害及び想定外の事態が発生した場合の対応 | 災害等が発生した場合、または不測の事態が発生した場合、事業者は、安全を確認した上で、直ちに施設の点検を行い、被害状況を速やかに近畿地方整備局に報告すること。 |  |  |
| ウ 応急措置 | 点検の結果、継続使用することにより著しい損傷等が発生することが想定される場合は、応急措置を講ずること。 |  |  |
| 3. 台帳作成・管理業務 | 事業者は、電線共同溝の管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。また、近畿地方整備局が作成済みの敷地調査図について、修正を行うこととする。なお、これらの修正に伴う費用については、近畿地方整備局と協議して決定する。 |  |  |
|  | (1) 一般事項 | 台帳作成・管理業務は、維持管理対象施設に係る管理台帳を作成するとともに、適宜更新作業を行うことを目的に行うものとする。 |  |  |
| (2) 要求水準 | 事業者は、入線完了後に入構状況を確認し、土木設計業務等共通仕様書及び「電線共同溝管理台帳（作成例）」等に基づき、国道8号東沼波「電線共同溝」施設について、電線共同溝管理台帳の作成を行うこと。 |  |  |
| (3) 特記事項 |  |  |  |
|  | ア 管理台帳の作成 | 事業者は、以下の資料を作成すること。(ア) 位置図 （1/25,000程度）(イ) 平面図 （全企業者及び個別企業者毎に作成）(ウ) 桝詳細図(エ) 管路内訳 (オ) 鍵管理表 |  |  |
| イ 管理台帳の更新 | 事業者は、電線共同溝の改築、維持、修繕並びに災害復旧等を施行しようとする場合、及び新たに占用者が加入する等、収容物件に変更が生ずる場合は、計画時より占用予定の占用業者等と協議し、台帳を更新すること。 |  |  |
| また、事業者は、占用業者等が自己に起因する台帳の内容変更を届け出た場合、及び占用業者等から台帳の閲覧を申請された場合も、これに対応すること。 |  |  |
| 4. 維持管理業務に係る調整業務 |  |  |  |
|  | (1) 一般事項 | 本業務は、占用業者等と必要な調整を行い、円滑な維持管理業務の遂行を実施することを目的とする。 |  |  |
| (2) 業務計画 | 事業者は、調整業務（維持管理段階）実施について、業務計画書を作成し、業務着手予定の前日までに、近畿地方整備局へ提出する。 |  |  |
| (3) 要求水準 |  |  |  |
|  | ア 協議・調整 | 事業者は、維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等に係る調整、管路利用の管理に際して、占用業者等と必要な協議・調整を行うこと。 |  |  |
| 事業者が行う抜柱・入線等に係る調整については、占用業者等との各種会議を活用しつつ進捗管理を行うこと。また、抜柱・入線についての進捗状況について、適宜近畿地方整備局に報告を行うこと。 |  |  |
| 事業者が行う管路利用の管理とは、占用業者等の台帳閲覧申請、電線共同溝の入溝に関する事務とする。 |  |  |
| なお、維持管理業務に係る調整業務については、事業の効率化を図るため、工事業務に係る調整業務で実施してもよい。 |  |  |
| イ 業務の範囲 | 工事完了後に行う入線及び抜柱に関する業務範囲を下表に示す。事業者は、設計した連系設備整備、入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、各年度の上半期中に翌年度の実施箇所や実施時期を近畿地方整備局と調整すること。申請許可等の手続き及び実施に関する業務は近畿地方整備局と占用業者等で直接行う。（表-5　入線及び抜柱に関する業務範囲一覧表　参照） |  |  |
| ウ 連絡・報告 | 事業者は、占用業者等及び関係機関と必要な協議・調整を行った際は、近畿地方整備局に連絡・報告を行うこと。 |  |  |

4）貸与資料申込時の提出書類

（様式3-1）

令和　　年　　月　　日

守秘義務の遵守に関する誓約書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

国土交通省近畿地方整備局(以下「近畿地方整備局」という。)から、令和元年10月8日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」の応募を検討することを目的（以下「本目的」という。）として、入札説明書に定められた貸与資料の貸与を受けることを希望するため、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1 条（守秘義務の誓約）

当社は、近畿地方整備局の許可なく、貸与資料を本目的以外の目的で使用しないとともに、他に開示、漏洩しないことを約束します。

第2 条（善管注意義務）

当社は、貸与資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第3 条（複写·複製）

当社は、貸与資料を複写·複製しようとする場合、事前に近畿地方整備局の承諾を得ることを約束します。

第4 条（個人情報の取扱い）

貸与資料のうち個人情報に該当するものについては、法律、条例等（以下「法令等」という。）で認められる範囲内でのみ利用または保持し、法令等により要求される適切な管理を行うことを約束します。

第5 条（義務の存続）

本書に基づき当社が負う義務は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6 条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより近畿地方整備局に生じた損害を賠償することを約束します。

第7 条（書類の破棄）

1　近畿地方整備局から提出又は開示を受けた守秘義務対象開示資料は、提案書類の提出に至らなかった場合及び事業者として選定されなかった場合、その写しを含めすべて速やかに破棄することを約束します。

2　法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象開示資料の　情報を保持することが義務付けられているため、前項の規定により守秘義務対象開示資料を破棄することができない場合、当社は、その理由を付して破棄予定日を通知することとし、情報保持を義務づけられた期間が経過したときは、速やかに当該資料·情報等をその写しを含めてすべて破棄することを約束します。

3　当社は、前2項の規程に基づき守秘義務対象開示資料を破棄したときは、近畿地方整備局に対し、その旨を報告します。

（様式3-2）

令和　　年　　月　　日

貸　与　資　料　申　込　書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※連絡先　担当者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

令和元年10月8日付で公告のあった国道8号東沼波電線共同溝PFI事業に係る関係資料の提供を

下記の通り申し込みます。提供された関連資料を国道8号東沼波電線共同溝PFI事業に係るもの以

外の目的で使用しないことを誓約します。

記

・「近畿地方整備局での貸与」の場合の貸与希望日

令和　　年　　月　　日

注)1.　本様式を、申込期限までに、持参、郵送又はFAX（着信確認を行うこと）願います。

〒540-8586　大阪府大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎第1号館

国土交通省近畿地方整備局総務部契約課第2係

（様式3-3）

令和　　年　　月　　日

破棄義務の遵守に関する報告書

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

当社は、今般、近畿地方整備局から令和元年10月8日付で入札公告のありました国道8号東沼波電線共同溝PFI事業に係る事業者の選定における応募を検討することを目的として、守秘義務の遵

守に関する誓約書の提出を条件とする貸与資料の貸与を受けましたが、【　　　　　　　　　　】

作成による別添令和【　】年【　】月【　】日付「守秘義務の遵守に関する誓約書（写）」第7条

に基づき、以下のとおり、破棄を完了したことを報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 破棄完了日 |  |
| 破棄方法 |  |

以上

5）入札説明書等に関する質問提出時の提出書類

※下記の［質問書］に係る様式については、別途、Microsoft Excel ファイルをダウンロードの上、記入してください。

［質問書］に係る様式

(様式3-4)入札説明書等に関する質問書

6）入札辞退時等の提出書類

（様式3-5）

令和　　年　　月　　日

入　札　辞　退　届

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

令和元年10月8日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」について、競争参加資格確認申請書を提出しているところですが、下記の理由により入札辞退を申し出ます。

【入札辞退理由】

注)1.　他の事業を落札したこと等により入札できなくなった場合は、落札した事業の発注機関名、件名、落札決定日を記載し、落札したことを証明する資料を添付すること。

（様式3-6）

令和　　年　　月　　日

構成企業等変更届

支出負担行為担当官　近畿地方整備局長　井上智夫殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［応募企業又は応募グループの代表企業］

 所在地

 商号又は名称

 代表者氏名 印

令和元年10月8日付で入札公告のありました「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業」について、入札参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しましたが、下記の理由により、別添のとおり構成企業【協力企業】を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る競争参加資格確認申請書及び関係書類を添え、構成企業等変更届を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること、またこの申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

注)1.　【】は、協力企業の場合に記載する。